

○宮古島市水道事業給水条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 215 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 給水装置の工事及び費用(第 5 条—第 15 条)
- 第 3 章 給水(第 16 条—第 26 条)
- 第 4 章 料金、加入金及び手数料(第 27 条—第 42 条)
- 第 5 章 管理(第 43 条—第 45 条)
- 第 6 章 貯水槽水道(第 46 条・第 47 条)
- 第 7 章 補則(第 48 条)
- 第 8 章 罰則(第 49 条・第 50 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)その他法令に定めがあるもののほか、宮古島市(以下「市」という。)水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。
(給水区域)

第 2 条 給水区域は、宮古島市行政区域全域とする。

(給水装置の定義)

第 3 条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第 4 条 給水装置は、次の 5 種とする。

- (1) 専用給水装置 1 戸又は 1 箇所専用するもの。ただし、専用給水装置を使用するアパートその他の集合住宅又は貸ビル(受水タンクにより給水を受けるものに限る。)が 1 個の水道メーターにより計量して給水装置を使用するときは、これを連合専用給水装置という。
- (2) 共用給水装置 2 戸又は 2 箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの
- (4) 船舶給水栓 船舶用として使用するもの
- (5) 臨時給水栓 建築工事、興行等臨時用として使用するもの

第 2 章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の構造及び材質)

第 5 条 給水装置の構造及び材質の基準については、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 5 条及び水道事業管理者(以下「管理者」という。)の定めるところによる。

(給水装置工事の申込み)

第6条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「給水装置工事」という。)しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置工事の費用負担)

第7条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(給水装置工事の施行)

第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
- 4 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、別に管理者が定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第10条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
 - (2) 運搬費
 - (3) 労力費
 - (4) 道路復旧費
 - (5) 工事監督費
 - (6) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
 - 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の納付)

第 11 条 給水装置工事の申請者は、前条の規定による工事費を、当該工事のしゅん工後において、管理者が定める期間内に納付しなければならない。

(給水装置所有権の移転の時期)

第 12 条 管理者が、給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費を完納になったときとし、その管理は、当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合における処置)

第 13 条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

- 2 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第 14 条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(原因者負担)

第 15 条 道路の新設、修繕その他の理由により配水管及び附属具又はこれに関連する給水装置の移転、改造その他の変更を要するときは、管理者がこれを施行し、これに要する一切の費用は原因者の負担とする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

第 3 章 給水

(給水の原則)

第 16 条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。
- 3 第 1 項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第 17 条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第 18 条 給水装置の所有者がその区域内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例の定める事項を処理させるため、区域内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する者は水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
 - (2) 給水装置を共用する者
 - (3) その他管理者が必要と認めた者
- 2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第 20 条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者は特別の事由があると認めたときは、メーターによらずに給水量を計量又は認定することができる。

- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第 21 条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合はその損害額を弁償しなければならない。ただし、天災事変その他不可抗力による場合は、この限りでない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第 22 条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
 - (2) 用途を変更するとき。
 - (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3) 消防用として水道を使用したとき。
 - (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
 - (5) 連合専用給水装置の使用戸数に異動があったとき。

(私設消火栓の使用)

第 23 条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する水道局職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第 24 条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第 1 項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(緊急転用)

第 25 条 天災事変その他公益上管理者が必要あると認めるときは、給水装置を臨時に他に使用させることができる。この場合において、給水装置の使用者又は所有者は、これを拒むことはできない。

(給水装置及び水質の検査)

第 26 条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第 4 章 料金、加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第 27 条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者又は総代人から徴収する。

- 2 総代人から徴収する共用給水装置及び連合専用給水装置の料金は、各使用者が連帯して納付の義務を負うものとする。
- 3 料金は、その月分を翌月 5 日限り納付するものとする。

(料金)

第 28 条 料金は、1 箇月につき次の区別による額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。ただし、隔月に計量するものについては、次の区別による基本料金に 2 を乗じて得た額を 2 箇月分の基本料金とし、次の区別による従量料金との合計額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。

用途\料金	基本料金(1 月につき)	従量料金(1 月につき)	
		水量	料金
一般用	550 円	8m ³ まで	100 円
		1m ³ につき	
		8m ³ を超え 20m ³ まで	162 円
		1m ³ につき	
一般用	550 円	20m ³ を超え 30m ³ まで	200 円
		1m ³ につき	
一般用	550 円	30m ³ を超えるもの	250 円
		1m ³ につき	

営業用	700 円	10m ³ まで	140 円
			1m ³ につき
		10m ³ を超え 50m ³ まで	224 円
			1m ³ につき
		50m ³ を超え 200m ³ まで	305 円
			1m ³ につき
		200m ³ を超えるもの	355 円
			1m ³ につき
官公署用	700 円	10m ³ まで	180 円
			1m ³ につき
		10m ³ を超えるもの	338 円
			1m ³ につき
臨時用	1,000 円		420 円
			1m ³ につき
船舶用	1,000 円		420 円
			1m ³ につき
連合専用	1 戸(又は 1 室)につき、それぞれの用途に応じて上記の料金を適用する。		

付記

- (1) 一般用とは主として居住の用に供するもの並びに次の各号以外の用に供するものをいう。
- (2) 営業用とは、料理店、飲食店、興行場、娯楽場、ホテル、会社等その他営業の用に供するものをいう。
- (3) 官公署用とは、官庁又は学校等の用に供するものをいう。
- (4) 臨時用とは、工事、興行、売店等短期間臨時に使用するものをいう。
- (5) 船舶用とは、船舶の用に供するものをいう。

(平 19 条例 22・全改)

(料金の算定)

第 29 条 料金は定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。)に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第 30 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる 2 種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明なとき。
- (4) メーターによらなくても使用水量が算定できるとき。

(特別な場合における料金の算定)

第 31 条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。

(1) 使用日数が 15 日を超えたときは、第 28 条の規定による料金の合計額とする。

(2) 使用日数が 15 日以下のときは、第 28 条の規定による料金の合計額から基本料金の 2 分の 1 を除いた額とする。

2 月の中途において、その用途に変更があった場合は、その月の使用日数の多い料率を適用する。

(平 19 条例 22・一部改正)

(連合専用栓の料金の計算)

第 32 条 アパートその他の集合住宅又は貸ビル(1 個のメーターで計算するものに限る。)の料金は、独立して用いられる居室を単価として、その使用水量に第 28 条の料金表を適用して得られたものの総和に 100 分の 105 を乗じて得た金額とする。ただし、1 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(料金の徴収)

第 33 条 料金は、メーター検針例日の属する月分として毎月徴収する。ただし、隔月に計量するものについては、メーター検針例日の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、水道の使用を休止したとき、又は臨時的な使用にかかるものについては、随時に徴収する。

(使用休止の届出のない場合の料金)

第 34 条 第 22 条第 1 項第 1 号の規定による使用休止の申請がない場合は、給水装置を使用しないときにおいても料金を徴収する。

(無断使用に対する認定)

第 35 条 第 22 条第 2 項第 2 号の規定による届出を行わずに給水装置を使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第 36 条 工事その他の理由により、一時的に水道使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

(料金の還付、追徴)

第 37 条 管理者は、料金を徴収した後において、その料金に増額又は減額を生じたときは、その差額を還付し、又は追徴しなければならない。

2 前項の還付又は追徴すべき額は、次回の料金で精算することができる。

(加入金)

第 38 条 給水装置の新設工事又は改造工事(増径)の申込みを行うものは、設置するメーターの口径により加入金として次に定める加入金額に 100 分の 105 を乗じて得た額をその申込みの際に納付しなければならない。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

メーター口径	加入金額
13 ミリメートル	15,000 円

20 ミリメートル	37,000 円
25 ミリメートル	56,000 円
40 ミリメートル	151,000 円
50 ミリメートル	234,000 円
75 ミリメートル	530,000 円
100 ミリメートル	942,000 円

2 前項による給水装置の改造工事(増径)の場合は、新旧メーターの口径にかかる加入金額の差額を加入金額とする。

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事を中止し、又は変更した場合においては還付することができる。

(手数料)

第 39 条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 第 8 条により設計及び設計審査をするとき。

給水管の口径	金額(1 件につき)
13 ミリメートル	500 円
20 ミリメートル	900 円
25 ミリメートル	1,200 円
40 ミリメートル	2,600 円
50 ミリメートル	3,800 円
75 ミリメートル	8,100 円
100 ミリメートル以上	14,200 円

(2) 第 8 条第 2 項の工事の検査をするとき。

給水管の口径	金額(1 件につき)
13 ミリメートル	2,400 円
20 ミリメートル	2,700 円
25 ミリメートル	3,300 円
40 ミリメートル	5,100 円
50 ミリメートル	6,600 円
75 ミリメートル	11,600 円
100 ミリメートル以上	19,600 円

(3) 指定給水装置工事事業者認可手数料 1 件につき 13,000 円

(4) 指定給水装置工事事業者認可証再発行手数料 1 件につき 1,000 円

(5) 第 42 条第 2 項の確認をするとき。 工事の検査手数料に相当する額

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第 40 条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第 5 章 管理

(給水装置の検査等)

第 41 条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、期間を定めて適当な措置を指示することができる。

- 2 管理者は、水道使用者が前項の措置を期限内にしないときは、自らこれをするすることができる。
- 3 前 2 項の措置に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要ないと認めるときは、この限りではない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 42 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(督促手数料)

第 43 条 管理者は、第 28 条の料金又は第 39 条の手数料を納付期限までに完納しない者(以下「滞納者」という。)があるときは、納付期限後 20 日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定により督促状を発した場合においては、督促状 1 通につき 100 円の督促手数料を徴収する。

(給水の停止)

第 44 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が、第 10 条の工事費、第 24 条第 2 項の修繕費、第 28 条の料金、又は第 39 条の手数料及びその他の費用を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由がなく、第 29 条の使用水量の計量又は第 41 条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第 45 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

第 6 章 貯水槽水道

(市の責務)

第 46 条 管理者は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第 47 条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第 34 条の 2 の規定により、その水道を管理し、及びその管理状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

第 7 章 補則

(委任)

第 48 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第 8 章 罰則

(過料)

第 49 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第 6 条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第 20 条第 2 項のメーターの設置、第 29 条の使用水量の計量、第 41 条の検査又は第 43 条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第 24 条第 1 項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第 28 条の料金又は第 39 条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第 50 条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第 28 条の料金又は第 39 条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の伊良部町水道事業給水条例(昭和 47 年伊良部村条例第 22 号)又は解散前の宮古島上水道企業団水道事業給水条例(平成 10 年宮古島上水道企業団条例第 1 号)(以下これらを「合併等前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併等前の条例の例による。

附 則(平成 19 年 9 月 20 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月検針分から適用する。